

《 重 要 事 項 説 明 書 》

(令和 7 年 3 月 1 日 現在)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 事業者

名 称	えーるケアサポート株式会社
所 在 地	札幌市南区石山 1 条 5 丁目 1 番 3 2 号
代 表 者 名	代表取締役 濱 田 泰 成
電 話 番 号	0 1 1 - 5 9 6 - 6 0 3 7

2. 事業所

名 称	えーるケアプランセンター	
所 在 地	札幌市南区石山 1 条 5 丁目 1 番 3 2 号	
管 理 者 名	山 内 智 徳	
電 話 番 号	0 1 1 - 5 9 3 - 1 8 3 0	
居 宅 介 護 支 援	指定年月日 平成 1 7 年 4 月 1 日	指定番号：0 1 7 0 5 0 3 2 1 3

・ 目 的

えーるケアサポート株式会社が開設するえーるケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

・ 方 針

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、複数の事業所を紹介し、指定居宅サービス事業者等の選定理由を説明のうえ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等及び医療機関との連携に努める。

3. 職員体制

利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者 (常勤兼務・主任介護 支援専門員と兼務)	1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、 自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
主任介護支援専門員 (常勤専従)	1名	指定居宅介護支援の提供を行うとともに、介護支援専門員への助 言指導等に当たるものとする。
介護支援専門員 (常勤専従)	3名	指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
介護支援専門員 (非常勤専従)	名	指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

4. 営業日・営業時間

営業日	原則として、月～金曜日（休業日：土・日・祝日、12月30日～1月3日） ※事業所への連絡・相談につきましては24時間、365日体制で 対応しております
営業時間	午前 9時 00分 ～ 午後 6時 00分

5. 通常の事業の実施地域

札幌市全域

6. 利用料金

(1) 基本利用料及び加算・減算額については別紙利用料金に記載いたします。

(2) 交通費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、交通費の実費を頂きます。
なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を請求致します。

事業所から通常の実施地域を越え1km毎に20円

(3) 解約料

いつでも解約する事ができ、料金はかかりません。

7. 介護支援専門員（ケアマネジャー）について

(1) 介護支援専門員のお客様宅への訪問頻度の目安について

①当事業所の介護支援専門員が利用者の状況を把握するために、おおむね月に1回自宅を訪問（モニタリング）します。また、利用者からご依頼がある場合や、居宅介護支援業務の遂行のうへで不可欠であると認められる場合は介護支援専門員は利用者宅を訪問します。

モニタリングの方法は、ご自宅に訪問の他に次の条件を満たした場合、テレビ電話装置等を用いて実施することがあります。また、テレビ電話装置等を用いたモニタリング内容が十分ではなかった場合、サービス提供事業所に追加情報の提供を求めたり、ご自宅に訪問をする場合もございます。

このテレビ電話装置等を用いたモニタリングは2ヶ月に1回を限度と致します。

1. サービス担当者会議等で総合的な判断のもと了承を得ている場合

2. 主治医等によりご利用者様の心身の状態が安定している判断があった場合
3. ご利用者様またはご家族等、サービス事業所等の協力をえた上でテレビ電話装置等の操作が十分に可能な場合

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

（2）介護支援専門員の変更

- ① 担当の介護支援専門員の変更を希望される場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。
- ② 事業者側の都合により、介護支援専門員を交代させる場合は、交代の理由を明らかにし交代後の介護支援専門員を利用者に通知します。

（3）身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証明書を携行し、初回訪問時およびお客様またはその家族から求められた時は、いつでも身分証を提示いたします。

（4）禁止行為

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為または医療補助行為
- ② 利用者又はその家族からの高価な物品等の授受
- ③ 飲酒および利用者又はその家族の同意なしに行う喫煙
- ④ その他利用者又はその家族に行う迷惑行為

8. 事業者の責務について

（1）居宅サービス事業所の選定にあたっての説明について

利用者意思に基づいたケアプランとするために、利用者やその家族は介護支援専門員に対し、居宅サービス事業所の選定にあたって、複数の事業所の紹介を求めることやケアプランに居宅サービス事業所を位置づけた理由を求めることが出来ます。

- （2）居宅介護支援の提供にあたり、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することがなく、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位づけられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、重要事項別紙にて説明を行ないます。また、前6月間については、毎年度2回、次の期間において作成された居宅サービス計画を対象とします。

- ① 前期（3月1日から8月末日） ② 後期（9月1日から2月末日）

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとし、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとなります。

（3）居宅介護支援の提供内容の記録について

利用者に提供したサービス提供の記録は、利用者の要介護認定等の満了日から5年間保管します。記録については、利用者とそのご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。

(4) 医療機関との連携について

利用者が医療系サービスを希望された場合には、利用者の同意の上、主治の医師等の意見を求め、意見を求めた主治の医師等にもケアプランを交付します。また、介護支援専門員の訪問や居宅サービス事業所等からの報告等により、利用者の口腔状況や服薬状況、その他利用者の心身又は生活の状況に係る必要な情報についても、利用者の同意の上、主治の医師、歯科医師、薬剤師等へ情報提供します。また、利用者が病院や診療所等に入院する必要が生じた場合に、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えていただき、事業所にもご連絡いただけるように依頼します。

(5) 他関係機関との連携及び各種会議について

①利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

③障害福祉サービスを利用していた利用者が介護保険サービスを利用する場合においても相談支援事業者等との連携に努めるなど、関係機関との連携に努めます。

(6) 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

当事業所及び従業員がサービスを提供する際に、利用者や家族に関して知り得た情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、サービス担当者会議等で、利用者もしくは家族の情報を使用します。この場合には、あらかじめ利用者もしくは家族に説明し同意を得たうえで使用します。その際、同意書に署名をいただきます。

9. 事故発生時の対応

- ① 事業所はサービス提供により事故が発生した時は、市（区）・利用者の家族に連絡し必要な措置を講じます。
- ② 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行います。
- ③ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- ④ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

10. 相談・苦情対応窓口

ご利用者 ご相談窓口	ご利用時間 月～金曜日 9:00～18:00 (休業日:土、日、祝日、12月30日～1月3日) 電話番号 011-593-1830 場所 札幌市南区石山1条5丁目1-32 相談・苦情窓口担当者: 山内 智徳
---------------	---

サービス等の提供に関して相談や苦情がある場合はご相談窓口の他、北海道国民健康保険団体連合会ほか外部の相談窓口へご連絡をお願いします。

苦情処理の流れ

- (1) 苦情・相談の受付とその内容の記録
- (2) 問題点・対応策の検討
- (3) 対応策の実行(居宅サービス計画の変更、サービス提供事業者への改善要請等)
- (4) 対応策実施後の結果の確認
- (5) 相談者への結果報告
- (6) 苦情処理の結果の記録、管理者への報告
- (7) サービス提供体制への改善の検討

苦情受付連絡先

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 札幌南区役所 保健福祉課 | 【TEL】011-582-2400 |
| (2) 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 | 【TEL】011-211-2111 |
| (3) 北海道国民健康保険団体連合会 | 【TEL】011-231-5161 |

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

14. 掲示

運営規程の概要、職員の勤務体制、重要事項説明については法人ホームページ及び閲覧可能なファイルに綴っております。閲覧を希望する際にはお申し出ください。

《附則》

この規定は令和3年4月1日から施行します。

この規定は一部改正し令和4年4月15日から施行します。

この規定は一部改正し令和4年10月1日から施行します。

この規定は一部改正し令和5年2月1日から施行します。

この規定は一部改正し令和6年4月1日から施行します。

この規定は一部改正し令和6年6月1日から施行します。

この規定は一部改正し令和7年3月1日から施行します。

[重要事項説明別紙 利用料]

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費 (I i) 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2	11,088円	無 料	11,088円
	要介護度3・4・5	14,406円		14,406円
居宅介護支援費 (I ii) 〈取扱件数が45件以上 60件未満〉	要介護度1・2	5,554円		5,554円
	要介護度3・4・5	7,187円		7,187円
居宅介護支援費 (I iii) 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,328円		3,328円
	要介護度3・4・5	4,308円		4,308円

公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合

居宅介護支援費 (I i) 〈取扱件数が50件未満〉	要介護度1・2	11,088円	無 料	11,088円
	要介護度3・4・5	14,406円		14,406円
居宅介護支援費 (I ii) 〈取扱件数が50件以上 60件未満〉	要介護度1・2	5,380円		5,380円
	要介護度3・4・5	6,973円		6,973円
居宅介護支援費 (I iii) 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,226円		3,226円
	要介護度3・4・5	4,186円		4,186円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,063円
入院時情報 連携加算 (I)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。（1月につき1回を限度）	2,552円

入院時情報 連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。(1月につき1回を限度)	2,042円
退院・退所加算 (Ⅰ) 1	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	4,594円
退院・退所加算 (Ⅰ) 2	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること	6,126円
退院・退所加算 (Ⅱ) 1	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること	6,126円
退院・退所加算 (Ⅱ) 2	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスにより受けていること	7,657円
退院・退所加算 (Ⅲ)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスにより受けていること	9,189円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。(1月につき1回を限度)	510円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	2,042円
ターミナルケアマネ ジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	4,084円
特定事業所 加算(Ⅰ)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	5,298円

特定事業所 加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	4, 298円
特定事業所 加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	3, 297円
特定事業所 加算(Ⅳ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を、連携先事業所との共同による協力及び協力体制により整える等、一定の要件の一部を満たした場合	1, 163円
特定事業所 医療介護連携加算	(1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。 (3) 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること	1, 276円

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50%(2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2, 042円
高齢者虐待防止措置 未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的には開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合。	上記基本利用料の1%
業務継続計画未策定 減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定及び周知、研修等を行っていない事実が生じた場合。 (令和7年4月1日から適用)	上記基本利用料の1%
事業所と同一建物の 利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者 20人以上に居宅介護 支援を行う場合	指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対する取扱い	上記基本利用料の5%

上記の基本利用料及び加算・減算額は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、新しい基本利用料を書面でお知らせします。

前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

判定期間		令和 6 年 9 月～令和 7 年 2 月					
ケアプラン総数		885 件					
サービス種類		上位 1 位		上位 2 位		上位 3 位	
訪問介護	27%	医療法人 愛全会	20%	株式会社くら し	18%	SOMPO ケア株式 会社	10%
通所介護	52%	えーるケア サポート株式 会社	46%	株式会社まご ころ	16%	株式会社ツク イ	14%
福祉用具貸 与	65%	エア・ウオー ター・ライフ サポート株式 会社	35%	パナソニック エイジフリー 株式会社	20%	合同会社ノー スケア	16%
地域密着型 通所介護	5%	株式会社 A d d i t i o n	49%	株式会社 イロドリ	24%	株式会社ホク トコーポレー ション	13%

[個人情報保護規定]

えーるケアプランセンター

当事業所は、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、ご利用者の個人情報保護に全力で取り組んでいます。個人情報は、下記の目的で利用し、細心の注意を払っています。個人情報についてお気づきの点がございましたら、事業所管理者までお気軽にお申し出ください。

【個人情報利用目的】

○介護関係事業者の内部での利用に係るもの

- ・該当事業者が介護サービスの利用者に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - 1、 利用終了の管理
 - 2、 会計、経理
 - 3、 事故等の報告
 - 4、 該当利用者の介護サービスの向上

○他事業所等への情報提供を伴うもの

- ・該当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - 1、 該当利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や医療機関等との連携（必要時や入院時及びサービス担当者会議等）、照会への回答
 - 2、 その他の委託業務
 - 3、 家族等への心身の状況説明
- ・地域での事例検討会等（氏名や住所等の個人が特定される情報は伏せて行います）
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出

…上記以外の利用目的

○介護関係事業者の内部での利用に係る事例

- ・介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - 1、 介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - 2、 介護保険施設等において行われる学生等の実習への協力

○ご希望の確認と変更

- ・介護サービス利用・予定の変更・介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、ご利用者ご本人に連絡をする場合があります。
- ・上記のうち他の介護事業所等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- ・これらのお申し出は後からでもいつでも撤回、変更等することが可能です。

同意書

サービスを利用するにあたり、『重要事項説明書・別紙』『個人情報保護規定』に基づいて事業所担当者からの説明を受け、これらを十分に理解して上で、指定居宅介護支援及び個人情報利用について同意します。

令和 7 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

【署名代行者】 私は、本人の意思を確認し代わりに署名を行いました。

住 所 _____

氏 名 _____

(続 柄)

電話番号 _____

【家族代表】

住 所 _____

氏 名 _____

(続 柄)

電話番号 _____

令和 7 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、上記重要事項及び個人情報保護規定の説明を行いました。

説明担当者 介護支援専門員 氏 名 _____

